

令和4年度 群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ事業計画

I 基本方針

県内唯一の聴覚障害者情報提供施設としての更なる自覚を持ち、聴覚障害者専門施設として、県聴覚障害者連盟との共同運営により機能の一層の充実に努める。

また、市町村意思疎通支援事業を始め市町村事業へ様々な提案をすることで地域活力の向上を目指すと共に、障害者関連法案の改正による社会的な要請に貢献できるサービス提供を目指す。

II 事業内容

1 字幕入りDVD等の自主制作事業

(1) 番組制作

県内の聴覚障害者を取り上げた内容等を制作し、字幕を挿入します。また、この番組のデジタル版を作成しホームページに掲載する。

(2) 字幕制作

著作権処理可能な番組や、県内の公的機関のDVD等の映像に、字幕ボランティアの協力により制作する。

2 字幕入りビデオライブラリー事業

社会福祉法人聴力障害者情報文化センター（東京）を中心とした字幕ビデオライブラリー共同事業により、字幕入りビデオテープ及びDVDを貸し出す。

また、毎月1回県立聾学校へ訪問する「移動ライブラリー」を継続して実施し、児童生徒の学力向上と保護者教職員への理解と普及を図る。

3 手話通訳者及び要約筆記者の派遣

障害者総合支援法では、市町村の必須事業とされていますが、市町村での事業実施が困難な場合は、コミュニケーションプラザとの委託契約により手話通訳者及び要約筆記者を派遣し市町村事業を支援する。また、市町村事業以外の公的な派遣や、広域的障害者団体等に関する派遣は県派遣として実施する。

4 手話通訳者養成関係

派遣事業を担う手話通訳者養成関係事業を次の予定で実施する。

(1) 手話通訳者養成研修

厚生労働省のカリキュラムにのっとり質の高い手話通訳者養成を実施する。

また、基本コースの対象となる受講者の技術レベル低下が以前より指摘されていることから、基本コース受講者のレベル確保のため、選考による受講者の絞り込みを実施し受講者のレベルアップを図る。

さらに、地域の奉仕員養成講座修了者や手話通訳者に興味のある者を対象としたセミナーを実施し、また、手話通訳者養成研修の開催会場の拡充や土曜開催等を含む開催日時の見直しをするなど、手話通訳者を目指す人が受講しやすい手話通訳者養成研修の検討を進める。

基本コース	実技30回、講義3回	(5月～12月)
前橋会場	(昼)(夜)	各定員20人
応用コース	実技30回、講義3回	(5月～12月)
前橋会場	(昼)(夜)	各定員20人
実践コース	実技15回、講義3回	(5月～8月)
前橋会場	(昼)(夜)	各定員20人

(2) 手話通訳者認定試験

今年度も12月3日(土)手話通訳者全国統一試験(全国手話研修センター)と、その後に県認定試験を実施する。

(3) 手話通訳者試験対策研修

試験合格者を増やすため、8回で実施する。

(4) 登録手話通訳者研修

登録手話通訳者の資質向上のため新規登録者や全登録者向けに研修会 8 回を実施する。

(5) 養成研修指導者の養成

厚労省が示した、養成カリキュラムに基づいた指導内容や方法を学び養成研修を充実させるとともに、必要な講師を確保するため実施する。

5 要約筆記者養成関係

厚労省が通知した「要約筆記者養成カリキュラム」に基づき、養成を実施する。

(1) 要約筆記者養成研修

前回に引き続き新しいカリキュラムを使用し、開催する。

手書きコース	前期・後期課程 各 24 回 (4 月～3 月)	定員 各 20 人
パソコンコース	前期・後期課程 各 24 回 (4 月～3 月)	定員 各 20 人

(2) 要約筆記者認定試験

2 月 1 9 日 (日) 全国統一要約筆記者認定試験 (要約筆記者認定協会) と、その後に県認定試験を実施する。

(3) 養成研修指導者養成研修

指導内容や方法を学び養成研修を充実させるとともに、研修に必要な講師を確保するため、実施する。

(4) 登録要約筆記者研修

登録要約筆記者の資質向上のため新規登録者や全登録者向けに研修会を実施する。

6 情報機器の貸し出し

聴覚障害者の情報保障のための機材を、聴覚障害者及び関係者に貸し出しを行う。

7 生活等に関する相談

県内唯一の聴覚障害者関係の相談機関として、聴覚障害者、家族、関係者からの各種相談に応じます。相談内容に合わせて市町村福祉や専門機関等と連携し、問題解決に繋げる。また、コミプラの共同運営団体である群馬県聴覚障害者連盟と 2ヶ所で相談を受け付け、利用者の便宜を図る。

8 その他

(1) 中途失聴・難聴者のための講座

中途失聴・難聴者向けに、コミュニケーション方法や福祉制度について学習し社会参加の促進に協力する。

スタートコース

受講定員 10 人	6 月～ 8 月 12 回
-----------	---------------

レベルアップコース

受講定員 10 人	10 月～11 月 8 回
-----------	---------------

(2) 字幕入り映画上映会の開催

社会福祉事業団創立 40 周年記念事業として実施した上映会を継続事業として、県内各地域で開催し、字幕入りビデオライブラリー貸出事業等の利用拡大に取り組む。

(3) 頸肩腕障害特殊健診

手話通訳者及び要約筆記者の健康管理と予防を目的に特殊健診を実施する。

(4) ボランティア室の貸し出し

聴覚障害者団体や関係団体の会議等の開催に使用するためボランティア室を貸し出す。

(5) コーディネーター研修会への協力

群馬県意思疎通支援事業運営連絡会が主催する、「市町村担当者向け研修会」の「コーディネーター研修会」実施に協力する。

(6) ホームページの充実と情報紙「ハロー・コミプラ」の定期発行

情報発信と広報の強化のため、ホームページの随時更新と情報紙を定期発行し各事業の PR やリアルタイムの情報を提供する。

(7) 遠隔手話通訳サービス

タブレット端末のテレビ電話機能を利用した遠隔手話通訳サービスを実施する。

利用頻度の向上に向けての課題を検討する。

Ⅲ 本年度の重点的取組と数値目標

1 中途失聴・難聴者への支援拡充と要約筆記の啓発

聴覚障害者の中でも中途失聴・難聴者に対する理解や、主に中途失聴難聴者が利用する要約筆記の認知度が一般社会では大きく遅れており、中途失聴・難聴者が社会生活を送る上で深刻な壁となっています。R4年度に初の要約筆記者を採用し、要約筆記関連の業務を拡充させ、要約筆記の認知度向上の為の啓発活動を要約筆記者会の協力も得て積極的に進める。

2 指定管理・県手話施策実施計画等の目標値に係る対応

第5期指定管理の初年度に当たり、業務の成果目標に示された年間利用件数、手話通訳者・要約筆記者の全国統一試験受験者数、合格率の向上、また「第2次群馬県手話施策実施計画」で示された当館に係る事業の円滑な執行及び目標値の達成に向けた効率的な運営を行う。

手話通訳を目指す人へのセミナー開催（手話サークル、市町村手話奉仕員向け）、講座の受講会場の拡充等を積極的に進める。

3 コロナ対応遠隔手話通訳（市町村事業）の導入推進

コロナ禍において、聴覚障害者が安心して意思疎通支援を享受、また手話通訳者の保護の観点から、県が新たに整備する予定の遠隔手話通訳に積極的に関わりスムーズな導入に努める。

4 中長期計画の周知と取組推進

中長期計画をひとりひとりの職員に理解・浸透させるため、周知を徹底するとともに、中長期計画の各取組について積極的に推進する。

5 ICT活用した事業の推進

ICTの積極活用により、各事業のサービス向上を目指す。養成講座・研修でのZOOM活用、ホームページ上にYouTube案内新設等積極的に推進する。

6 コロナ禍の中での事業推進

引き続き感染防止対策の徹底を図り、安全・安心して利用出来るよう最大限の配慮に努める。また各種事業についても新しい形での実施を推進する。

7 主な事業の数値目標

字幕入りビデオライブラリー事業	貸出件数	450件
手話通訳者派遣	派遣件数	800件
要約筆記者派遣	派遣件数	450件
情報機器の貸出	貸出件数	400件
生活相談	相談件数	900件（聴障連分を含む）
	合計	3,000件以上